

千葉県告示第413号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者から、指定障害児通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25第2号の規定により告示します。

令和2年5月13日

千葉市長 熊谷俊人

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
クローバーわかば	千葉県千葉市稲毛区 小深町3-6 田中 美和子	令和2年 6月1日	1250100631	放課後等デイサービス